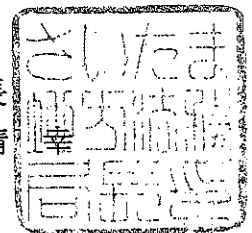




日 記 第 6 9 号
平成 2 1 年 2 月 6 日

埼玉司法書士会会長
藤 縄 雅 啓 殿

さいたま地方法務局長
紺 野 清



法務大臣政務官あてに要望のあった事項に対する回答について

客年 1 2 月 1 1 日に早川忠孝法務大臣政務官あてに提出された要望事項につき、別紙のとおり回答します。

1 地方公共団体組織認証基盤（L G P K I）のオンライン申請への対応

農地法の許可書等不動産登記申請に添付すべき証明書について電子化し、またはG P K I 政府認証基盤と地方公共団体組織認証基盤（L G P K I）のオンライン申請への対応等を進めて、住民基本コードのように官庁間の相互協力により添付書面を省略すること、これらのインフラを整備して官公庁が行う嘱託登記をすべてオンライン化すること。農地法の許可書等不動産登記申請に添付すべき証明書について電子化し、またはG P K I 政府認証基盤と地方公共団体組織認証基盤（L G P K I）のオンライン申請への対応等を進めて、住民基本コードのように官庁間の相互協力により添付書面を省略すること、これらのインフラを整備して官公庁が行う嘱託登記をすべてオンライン化すること。

（回答）

オンライン申請書の署名についての対応は、L G P K I については本年度中に、G P K I については次年度に対応する予定である。

2 申請書作成支援ソフトの業務対応

本人申請を想定して作成されている現行のオンライン申請の申請書作成支援ソフトの仕様を申請の約95%を占める司法書士の業務処理にも耐えるような操作性の改善を行うこと。既存入力データを活用した入力方法や繰り返し入力を可能とする改善、オンライン登記情報公開データを利用した入力方法、事務所固有事項の登録と利用、登録免許税の自動計算（減免等の適用条文の自動入力）、申請情報の管理、添付情報のPDF取込み、複数申請への一括電子署名等々。

（回答）

申請書作成支援ソフトの操作性の改善については、日本司法書士会連合会からの要望等を踏まえ、順次行ってきており、引き続き行っていきたい。また、同ソフトの仕様、A P I（注）の公開を行っており、これによる民間ベンダーのソフトウェアとの連携についても、引き続き進めていきたい。

（注）A P I とは、アプリケーションソフトが持つ機能を他のプログラムから呼び出して使用する際の手順を定めたもの。具体的には、他の民間業者がソフトを開発する際に、オンライン申請システムに正常に受け付けられるものとするため、オンライン登記申請書作成支援ソフトの機能を呼び出すために参照するものである。

3 インセンティブ策の延長と範囲の拡大

登録免許税の減税措置の延長、対象となる登記の拡大（根抵当権極度増額登記、変

更登記、抹消、住所変更、更正登記等原則として非課税以外の全登記)。

(回答)

登録免許税の減税措置の延長については、1月23日付けで閣議決定された「平成21年度税制改正の要綱」において、延長を認める内容で反映されている(なお、要望書にある根抵当権の極度額の増額の登記については、すでに減税対象となっている。)

5 登記識別情報の提供制度の廃止

登記識別情報の提供制度を廃止すること。資格者代理人(公証人認証)の本人確認情報若しくは登記官の本人確認制度に一本化する。当面、登記識別情報についても添付書面の提出の特例によることを認めること(現行の申請書作成支援プログラムで登記識別情報が多数になるときは入力操作数や操作時間が極端に増え、当日申請の大きな支障となっている。)

(回答)

登記識別情報は、登記のオンライン申請を可能とするために登記済証に代えて導入されたものであり、その提供制度は合理的である。また、登記識別情報は、オンラインによる申請時に書面でなければ提供できない他の情報と異なり、書面による提出が認められないものである。

6 全庁オンライン化に伴う添付情報の省略

昨年7月に全庁がオンライン申請庁となり、全国の不動産登記、商業法人登記情報は登記所の端末から登記官が操作すればすべて確認可能である。そこで、現行、添付情報として申請人に義務を課している前登記証明書、資格証明書(これらの照会番号)については省略しても登記所の経費が増加するわけでない、申請人の負担軽減の観点から廃止すべきである。

(回答)

現行オンライン申請において、資格証明情報や住所証明情報等は申請人の電子署名及び電子証明書の提供をもって省略が認められており、その他の証明書等の省略については、事務の早期処理等との関係を踏まえ検討すべき事項と考えている。

7 地図情報システムによる登記情報のオンライン公開

さいたま地方法務局管内の全庁に地図情報システムを導入し、オンライン送付請求を可能とすること(現行は本局、戸田、川口、志木、大宮、鴻巣、草加、越谷、川越に導入済みで、平成20年度中に所沢、上尾に導入を予定)。

(回答)

地図情報システムについては、平成22年度末までに、全国の登記所に順次導入することとしているところ、さいたま地方法務局管内の登記所については、本年12月1日現在で13庁(注1)に同システムが導入されており、残りの8庁(注2)についても平成22年度末までに、順次、同システムを導入する計画となっている。

(注1) 本局、川口、越谷、大宮、戸田、志木、川越、鴻巣、所沢、春日部、岩槻、飯能及び草加

(注2) 上尾、東松山、北埼玉、久喜、熊谷、坂戸、秩父及び本庄

8 連件申請の取扱いの改善

申請代理人が異なるオンライン申請の連件申請を認める通達がされたが、同一申請代理人によるオンライン申請及び書面申請についても連件申請することを認めること。

(回答)

二以上の権利に関する登記を同時に申請する場合において、申請代理人が同一のときは、そのすべてをオンライン申請することが可能であり、また、書面申請でも差し支えないことから、要望にあるような取扱いを認める必要性に乏しいと考えられる。

9 オンライン送付請求による登記事項証明書の私書箱方式による交付

オンラインにより送付請求された登記事項証明書について、私書箱による交付の方法を早期に実現すること(さいたま地方法務局及び支局、出張所の全庁に登記事項証明書交付用の私書箱が用意されているがオンライン申請システム回線的能力不足を理由に全国4庁でのみ実施されている。さいたま地方法務局の2庁では事実上窓口交付が行われている。法務局の説明によれば回線容量の改善は次期システムで実現するといいい、現場の登記官でさえオンライン申請しても当日受付ができるとの保証はできないと公言している。)

(回答)

私書箱方式による交付の方法は、法務局ごとに順次試行の拡大をしているところであり、可能な限り早期にすべての局において実施できるよう調整したい。

なお、「オンライン申請しても当日受付ができるとの保証はできない」との発言については、通常の事務処理においては当日受付がされるが、システム障害の発生を皆無にすることは他のシステムと同様に困難であるという趣旨とのことである。

4 オンライン申請の利用時間の延長 及び

10 オンライン申請システムの抜本的改善

現行の申請受付時間 8 時 3 0 分から 2 0 時まで(近い将来 2 1 時まで)を(土日曜日を含む)終日に延長すること。

現行のオンライン申請用ソフト及び申請書作成支援プログラムを申請人のパソコンにインストールするやり方を改めて、これらのプログラムを法務省オンラインシステム(あるいは登記所システム)のサーバーの中に置き(3階層アーキテクチャー方式といわれる)、申請人のパソコンをインターネットで接続して法務省オンライン申請システムのサーバーの画面を表示させて、この画面を通じて申請情報、添付情報の送信、または電子署名を行う方式とすること。

現行の申請人のパソコンにアプリケーションをインストールさせる方法では、J A V A のバージョン変更、パソコンの基本 O S の変更(V i s t a 未対応、X P のサービスパック)等やこれらに対するオンライン申請ソフトまたは申請書作成支援プログラムの変更があるたびに、ソフトウェアのダウンロードと申請人側パソコンの既存プログラムのアンインストール作業、インストール作業をしなければならず、これまでに 1 0 数回のバージョンアップがあり、その都度申請人が多くの時間を割き、また、ダウンロードが集中してオンライン申請システム自体がシステムダウンするなどのトラブルに巻き込まれることを繰り返して来た。これらの方法を継続する限り、オンライン申請プログラムが改良されても申請人の負担はまったく軽減されず、常にバージョンアップ時のリスクが残る。しかも、パソコンの現行機種の基本ソフト(W i n d o w s V i s t a)に対応していないためオンライン申請ができない。

(回答)

登記のオンライン申請システムについては、平成 2 2 年度末をめどに刷新すべく平成 2 1 年度予算に所要の経費を要求したところであり、新しいシステムにおいては、各種の操作性の改善策等を講じることを目指している。



日 記 第 9 0 号
平成21年2月17日

埼玉司法書士会会長
藤 縄 雅 啓 殿

さいたま地方法務局首席登記官
(不動産登記担当)

丑 山 師 男



オンライン登記申請利用促進連絡協議会における質問・要望事項について(回答)
客年11月25日に開催された標記協議会の席上において、貴会から照会のあった下記事項について、回答します。

おって、照会事項について当局限りで回答できない事項については、当職から、法務省民事局民事第二課あて連絡するとともに、要望等については、職員への周知方につき、支局長・出張所長あて連絡しましたので、申し添えます。

記

1 オンライン推進に対する質問

①オンライン申請の利用促進策時に法務省が示したシステム改善策(申請書作成支援ソフトの改善点、登記完了証の記載事項に登記の原因、登記事項の内容等を加えること、登記識別情報通知書に登記事項の内容、二次元バーコード(登記識別情報及び付随情報)等を加えること)の具体的内容と実施された事項と実施されなかった事項の進行状況

(回答)

- ア 双方の改善について、本省にて検討されている。
- イ 申請書作成支援ソフトについても順次改善されている。
- ウ 二次元バーコードについても検討されている。

②オンライン申請の利用時間の将来予測

(回答)

現行20時までを、更に延長することは聞いていないが、延長要望については本省に伝える。

③主要金融機関のオンライン申請への協力要請状況

(回答)

オンラインシステム障害発生時の対応策が整備された後に協力要請を予定して

いる。

- ④オンライン申請のインセンティブ（電子申請の税額控除）の延長又は対象の拡大はあるか

（ 回答 ）

期間の延長，対象の拡大要望については本省に伝える。

- ⑤電子納付の過誤納金を申請代理人に還付する制度の見直し

（ 回答 ）

現状について，日司連に確認されたい。

- ⑥登記識別情報通知書の目隠しシールのはく離は，10年後，20年後も安全に剥離できることのテストはしているのか・・・・・・アイロンによって再はり付け可能

（ 回答 ）

剥離の際に毀損するケースがあることは本省に伝えている。本省において，改善策を検討している。

- ⑦申請代理人が異なるオンライン申請の連件扱いを認める旨の回答がされたが，同一申請代理人がするオンライン申請及び書面申請を連件扱いとすること，申請代理人が異なるオンライン申請と書面申請を連件扱いとすることはできないか。

（ 回答 ）

要望については本省に伝える。

- ⑧登記識別情報通知を暗号化しないで提供するように要望する。不動産登記法第151条の登記識別情報の安全確保義務（登記識別情報の漏洩，滅失，毀損の防止のために必要かつ適切な措置，登記官等法務事務官の登記識別情報の秘密保持等義務），第161条の不実記録となる登記識別情報の取得，知情登記識別情報提供，同識別情報保管罪についてどのように考えるか。暗号化しないで提供することについて当該登記官以外の職員が登記識別情報に触れないようにする安全策があるのか。

（ 回答 ）

要望があったことについては本省に伝える。

2 その他オンライン推進についての要望

- ①添付情報のうち不動産登記事項証明書（追加担保時等）又はこれに代わる照会番号の提供制度の廃止

全庁がオンライン申請庁となり他管轄の不動産登記情報を申請人が提供しなくとも住基コードと同様，登記所が確認することが可能である。

(回答)

要望については本省に伝える。

②登記識別情報（通知）の完全廃止を要望する。

(回答)

要望については本省に伝える。

③登記識別情報を添付書面の提供方式の特例対象とすることを要望する。書面申請の規定に準じて登記識別情報を記載した書面を封筒に入れて提出すれば現行と同程度の安全策が可能であり、オンライン申請のボトルネックが解消できる。無暗号化の登記識別情報のオンライン提供に比較して合理的かつオンライン申請促進に資する。

(回答)

特例方式は、公的個人認証サービスの未普及及び各種証明書の未電子化に対応するため、当分の間の措置として導入されたものであり、登記識別情報については、オンラインにより提供することが可能であり、セキュリティの観点からも安全であるので、登記識別情報を特例方式における添付書面の提供範囲に含めることはできない。システムを更に使いやすいものとすべきとの要望があったことについては本省に伝える。

④商業登記所の集中化により、法人登記所及び指定登記所では資格証明書の省略ができるが、その他の登記所では資格証明書の省略ができない。法人登記情報の無料公開（閲覧）を可能とし、全庁を資格証明書省略可能にされたい。登記システムのオンライン化により乙号の登記管轄は廃止してよい。オンラインのメリットを国民に還元すべきである。

(回答)

要望があったことについては本省に伝える。

⑤登記事項証明書、印鑑証明書自動発行機の料金納付を登記印紙ではなく、現金収納を可能とする方策を講じられたい。すでに登記特別会計の廃止が予定されており、現行の自動発行機設置は登記手数料の納付のための人員を必要とし、設置場所の制約や設置コストが大きい。手数料の収納を現金化すれば自動発行機を無人化でき、例えば司法書士事務所や司法書士会、司法書士総合相談センター、司法書士協同組合などにも設置でき、その管理も警備会社や司法書士事務所、司法書士会、司法書士協同組合などに委託できる。乙号事務の民間委託よりも行政効率および行政サービスが確実に向上する。

(回答)

要望があったことについては本省に伝える。

- ⑥申請人の端末にオンライン申請書作成支援プログラム及びオンライン申請プログラムを導入するクライアントアプリケーション仕様の現在のやり方を改善し、法務省オンライン申請システムにこれらの処理を行うアプリケーションサーバを置き、申請人はインターネットエクスプローラなどの閲覧ソフトのみで接続してオンライン申請が完結するよう法務省に要望をしていただきたい。現行は、申請人の端末にオンライン申請利用のソフトをインストールする必要があるが、同アプリケーションソフトのバージョンアップやその動作を担うJREのバージョンアップがあるたびに申請人が入れ替え作業をする必要があるが、申請人に過大な負担がかかっており、かつ、申請情報のバージョンが変わると補正情報を送信できなくなったりとさまざまな不都合が起きている。法務省オンライン申請システム側にアプリケーションサーバを置き、これと申請人の端末を接続すれば、申請人端末には単にアプリケーションソフトが不要であり、アプリケーションサーバから受信した画面を表示し、同画面上に情報を入力するだけで操作を完了させることができる。また、連件申請の場合に1画面1入力の方法では操作性が著しく損なわれるので、数件の申請情報を蓄積（データ化）したファイル（仮名；申請情報集合ファイル）を作成して、同申請情報集合ファイルにより数件を一括して送信し、これらをアプリケーションサーバ側で各事件別に画面に展開し表示させ、画面上で入力の確認・訂正ができるよう、司法書士事務所の業務処理の実情にも適合するよう、柔軟かつ利用者の側に立った大幅なシステム改善を要望する。

（ 回答 ）

要望については本省に伝える。

- ⑦登記事項証明書送付請求をオンラインで行う場合に請求内容を誤って入力し、又は共同担保目録付のチェックを漏らしたり、さらには同一請求情報を2度送信したときにこれらの入力内容を補正（訂正）し、又は重複請求したものを撤回若しくは取下げすることができるよう手続を改善するよう要望する。

（ 回答 ）

オンライン請求に当たっては、入力内容の誤りがないか、特に留意していただきたい。仮に誤りがあった場合は、手数料の納付をしなければ当該請求は却下されるので、手数料納付に当たっては、請求内容を再度確認するなどし、誤請求とならないよう留意していただきたい。



平成21年不登審第 1 号

裁

決

審査請求人 さいたま市浦和区仲町3丁目7番5号

佐藤 美好

処 分 庁 さいたま地方法務局不動産登記部門登記官

上記審査請求人の平成20年10月23日付け提起に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

主

文

本件審査請求を却下する。

理

由

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、法務省が配布した登記申請書支援ソフトを操作して、客年10月21日にさいたま市南区南浦和1丁目1530番2ほかの土地9筆の登記事項送付請求書情報を誤って2回送信した。

1件目は、本年10月21日17時37分15秒・申請番号20081021173715092で、2件目は、客年10月21日17時37分18秒・申請番号20081021173718582で、法務省オンライン申請システムで受け付けられた。

請求人は、客年10月22日午前9時30分頃、法務省オンライン申請システムの処理状況確認画面により電子納付に関するコメントを確認した上で、二つの請求書情報に対する手数料の納付手続を行った。

請求人は、送付請求書をプリントして確認しており、送信した内容がプリントしたものと異なる内容であることを全く疑わなかったが、手数料額が想定と異なるこ

とから念のため処理状況確認画面で確認したところ、二つの登記事項送付請求書情報の内容は同一であった。

請求人は、登記事項証明書の作成がされるとその送付請求を取下げまたは撤回ができなくなるものと考えて、客年10月22日午前10時頃さいたま地方法務局不動産登記部門に電話で事情を説明して、第2の送付請求は誤りであるから登記事項証明書を作成しないように、登記官に取下げまたは撤回したいと申し入れた。

しかし、同登記官は、オンラインによる登記事項証明書の送付請求については、手数料を納付した後は、取下げまたは撤回はできないとの理由により、請求人の申し入れを拒否した。

請求人は、乙号オンライン申請システムを法務省が構築した際に、乙号オンライン申請の取り下げまたは撤回手続きが用意されていないとの理由のみで、請求人に著しく不利益を課すことは、そもそもは申請人の負担軽減を目的に導入したオンライン申請制度の制度趣旨にもとるとの理由により、登記官が請求人にした登記事項送付請求書の撤回の拒否を取り消してこれを認め、既に納付された登記手数料を請求人に償還することを求める。

2 審査庁の判断

登記事項証明書等の請求事件にかかる登記官の行為は、公証行為（事実上の証明行為）であり、それに係る手数料の納付に関する登記官の本件処分は、何ら法律上の効果を生ぜず、審査請求の対象となる行政処分ではないので本件審査請求は却下する。

よって、審査請求の理由については、その余を判断するまでもなく却下すべきものとして、主文のとおり裁決する。

本書は、裁決書の謄本である。

平成21年3月25日

さいたま地方法務局長

紺野清幸

